

総務建設常任委員会

令和8年2月17日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和8年2月17日(火) 午前10時00分 開会
午前11時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	西川 善浩
委員	靄本 義明
〃	速水 一生
〃	梨本 洪珪
〃	谷原 一安

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	増田 順弘
議員	木村 公
〃	杉本 訓規
〃	奥本 佳史
〃	川村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長	高垣 倫浩
企画政策課長	西川 直孝
総務部長	林本 裕明
生活安全課長	野地 幸一郎
財務部長	内蔵 清
財政課長補佐	山岡 晋

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田 匡勝
書記	岩永 睦治
〃	関元 瞳

7. 調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）物資集積拠点に関する事項について

開 会 午前10時00分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。2月の中旬に入りまして、これからもう来月は予算の定例会ということでございますけれども、今回は、その前に、特に委員から受援施設管理事業の公有財産購入費について、これについていろいろと整理をしておかなければいけない、特に法令のことについて整理をしておかなければいけないということで、この委員会、お集まりいただきました。お忙しいところありがとうございます。本日しっかりとこの辺り整理をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、委員外議員をご紹介します。川村議員、奥本議員、杉本議員、木村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、先ほど申しました調査案件1、物資集積拠点に関する事項についてを議題といたします。

この件につきましては、昨年、令和7年12月16日に開かれた予算特別委員会におきまして、委員から、受援施設管理事業の公有財産購入費について、土地開発公社で先行取得されている。しかし、予算措置がなされていなかった。このような契約は法的に問題がないのか。市からの依頼があつて土地開発公社で不動産鑑定をする時点で債務負担行為を上げるべきではないかという旨の質問がございました。

それに対して答弁としては、行政としても、市から公社へ先行取得依頼を行った時点で債務負担行為を上げるべきであったと認めておられます。その上で、ただし、今回の場合は、市から公社に対して先行取得依頼のあつた公共用地先行取得に関する契約書の第3条の費用負担の部分で明確に用地や補償費に関する金額が定まっておらず、鑑定作業が終わったのが10月の中旬以降であるため、今回、買戻しのための補正予算を計上させていただいていると。また、地方自治法上は直ちに法律違反になるとまでは言えないということで、顧問弁護士に確認しているとの答弁がございました。

この答弁を受けて、委員からは、地方自治法上、予算で債務負担行為を定めなければならないとなっているのだから、それをせずに進めたことに関しては問題であるとの意見がありました。

ほかの委員からも、地方自治法第214条には、地方公共団体が債務負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないという条文がある。どう考えても、土地開発公社に先行取得を頼んだ段階では、予算で債務負担行為を定めておかなければならないと読める。複数の弁護士に確認しておいたほうがいいのではないかと意見がございました。

予算委員会での質疑終了後、一般会計予算、補正予算について、受援施設の用地及び家屋購入費の予算を減額するという修正案が委員より提出されまして、提案者からの説明、修正案に対する質疑及び討論が行われました。採決の結果、予算特別委員会及び本会議のいずれにおきましても、全会一致、全員賛成で修正可決されました。

以上が12月定例会での流れでございますけれども、予算特別委員会や本会議の中で質疑がありました不動産購入の議決につきましては、この当委員会が所管でございますので、今し方報告しました法的な問題について整理しておかなければ、その次の議論に入れないと判断しましたので、最初に、これについて調査するのが本委員会の目的であります。

では、本件につきまして理事者より説明を願います。

高垣企画部長。

高垣企画部長 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

ただいま委員長おっしゃいました、今年の12月議会で、地方自治法第214条の債務負担行為に関する弁護士の見解につきましては、そのときにも申し上げましたとおり、3名の弁護士の方に地方自治法上の214条の見解をお伺いいたしましたところ、214条には直ちに違反はしていないというご意見をいただいております。ただし、これまでの方法がよいというのではなく、先行取得依頼の時点では債務負担を行う義務が発生するという考え方があるため、今回ご指摘を踏まえまして、市としては、適切な方法で処理していくとともに、今後できるだけ早い段階で議会に対しても丁寧な説明を行うよう努めていきたいと考えております。

また、そのときにご質問ありました、地方自治法96条第1項第8号の財産の取得の議決、その点につきましても、改めて3名の弁護士の方にご意見いただいておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

まず1番目が川崎弁護士でございます。直ちに違法ではないが、事前に議会へ詳細な説明をしていたのか。行政手順としてどうするのかという問題ではないかとおっしゃっておられました。

2番目の弁護士の竹橋弁護士です。地方自治法第96条第1項第8号については、形式上は不適切であると考えて。ただし運用的には、建物金額の鑑定結果を踏まえなければ、議決事項の基準に該当するか否かは明確にならないため、補正予算成立後に財産の取得の議決をいただくという流れは理解できるので、直ちに違法とまでは言えないと考えるとおっしゃっておられます。

最後に井上弁護士です。直ちに違法性はないと言える。ただ行政手続上の問題であり、土地が議決案件の5,000平方メートル以下である。また、建物については、価格が判明したのは、鑑定が終わるまで金額が出ていないのであれば、違法とまでは言えないであろうというご意見でした。

以上、3名の弁護士の皆様の地方自治法第96条第1項第8号につきまして、法令的には直ちに違反をしているとまでは言えないというご意見をいただいております。

繰り返しになりますが、今回のご指摘を踏まえまして、市としては、適切な方法で処理していくとともに、今後できるだけ早い段階で議会に対しても丁寧な説明を行うように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 理事者側の説明は以上ですね。

今し方、説明もございましたが、これも含めて何か委員のほうからご質問等ありますでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお祈いします。大前提として、受援施設が必要だということに関しては、多くの議員さん、多分そんなにそれに対してあかんとかっていう話で進めるのではなくて、あくまでも手続上かなり問題があるというところからスタートしてるということで話はさせてもらいたいと思います。

それ以前に、法的にちゃんとしてるのは当然の話で、その後、受援計画、受援施設の在り方、そしてその場所でいいのかという段階を踏んで本来は検討しないといけないものが、いきなりどーんと、この場所でやりますって出てきたもんだから、それは本当に説明責任きちっと果たされてないんじゃないかと。こういう観点に立って、12月議会も非常に困惑したと思うんですけども、まず、地方自治法の第214条と232条、214条の話されてましたけれども、それと同時に、232条の3の支出負担行為、基本的には、これをするためには支出負担行為があつて初めてできると思うんですけども、その前提に対して、議会に対する何ら説明もないままに進んでいたというところの問題点に関して私は指摘させていただきました。

これについていろいろと、今、高垣部長のほうから、弁護士さんの見解、これは私も12月の委員会の中で、弁護士さん、法律家に確認したらどうかということも聞いたんですけども、直ちに違反はしていないという見解で複数の弁護士さんおっしゃられた。これ、私もその後整理して考えたんですけども、いろいろ調べると、地方財務実務提要とか、いろんな書籍、議会図書にもあるんですけども、そこで調べると、どの本を見ても、やっぱりこれは問題があると。まずは債務負担しないといけないというふうに書いてあるわけですよ。それに対して弁護士さんは、いや、大丈夫だというふうにもおっしゃってると。だからどっちが正しいんかというのがまず、私、判断のしようがないんですね。こういうときって、恐らくは、上、例えば県であったりとか、国であったりとか、総務省の見解なんかも確認されると思うんで、その辺り、確認されたのか。もし、確認されたのであれば、県とか国とかは、こういった手続に対してどういうふうな指導をされてるのか。それを一つ教えていただきたいと思います。

もう1点、2点目の、96条の1項の8号に関して、これは、私、議決事項に入ってるわけですから、議決絶対せんとあかんと思うんです、先に、2,000万円以上の建物に関して。ただ、弁護士さんの意見を聞いてても、金額が分からなかったから議決案件かどうか分からなかったと。これ、物すごい、私、不信感を感じるんですよ。金額が分からん、イコール、議決をせんでも先に先行取得できるんやというふうになってしまうと、あえて金額を設定せず

にやったら何でもこんなんできるんちゃうんかと。そもそも、私、1つ疑問にすごく思っているのは、金額分らんかった、金額分らんかったってずっとおっしゃってるんですけど、通常、不動産鑑定する前に、相手方あるわけですよ。相手方とどんな交渉をしてはったんか。通常は、不動産を売買する場合には、相手方に希望価格を聞く。もしくは相手方が希望価格をおっしゃると思うんですよ。それが頂点というか、お支払いする限度の目いっぱい額になってきて、それでその価格が妥当なんかどうかということを不動産鑑定される。そこに開きがあって、でも、やっぱり相手が希望されてる価格よりも不動産鑑定の価格が優先されるというか、普通は希望価格より不動産鑑定の額のほうが私下がると思うんですけども、そういった相手との交渉、この土地家屋に関しては、短期間で何度も売買されてるんですよ。ということは、ある程度、金額想定できると思うんです。その辺りの金額を相手方とどういうふう交渉されてたのか。なぜ設定できなかったのか。その辺り詳細に教えていただけますか。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 2点ですね。これについて、内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの梨本委員さんの、国と県への確認についてご回答させていただきます。

国のほうにつきましては、県を介してくれというふうに県のほうから言われておりますので、県の市町村振興課のほうに確認させていただいております。その回答なんですけれども、市から土地開発公社への用地等の購入依頼につきましては、将来に当該用地等を土地開発公社から買い取る、買い戻す契約であると整理されますので、これは市が債務を負担する行為と考えられることから、用地等の購入依頼の前に債務負担行為の設定が必要であると整理されるものであるという認識でございます、という県の認識でございます。

以上でございます。

吉村委員長 まず1つ目については、そうですね。

それから、高垣部長。

高垣企画部長 先ほどの、この関連になるんですけども、改めまして、債務負担行為と財産の取得の件につきまして、議案として行わずに取得したことに対する違法性という聞き方でもう一度改めて弁護士のほうに確認させていただいたんですけども、違法性というのではなくて、議会に対して、まず、先ほどの事務提要ですかね、書いてあるとおっしゃったと、梨本委員さんが。その点については、もうそのとおりやるべきであるというのが弁護士の先生もおっしゃってます。ただ、今回の事例に関してのご意見といたしましては、違法性というよりも、議会に対して丁寧な説明を行うという点でいろいろと、先に出せるのが可能であったという点で、それをしてこなかったという点が手順としての問題であって、違法性というよりもそっちのほうの問題であろうということで、明確なジャッジではないんですけども、ご意見としてはそのようにいただいております、先ほども申し上げましたとおり、違法性という問題ではなく、手続上の問題というご意見をいただいております。

以上です。

吉村委員長 西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

交渉の段階で、まず相手に希望価格というのは、今回は聞いておりません。一旦、不動産鑑定をいらせていただいて、鑑定の結果で購入させていただくということを事前にお伝えしてありますので、もし、希望価格と乖離があれば、なかなか交渉も難しくなるかなということも想定されますので、そういうことはあんまりしてないというのが現状になります。

以上です。

吉村委員長 交渉するのに希望価格は聞かないでやったということですか。

梨本委員。

梨本委員 まず、内蔵部長のほうから、県のほうに聞いたら、債務負担行為は必要やということですよ。高垣部長は、違法性というよりも手続上の問題やおっしゃったんですけれども、これ、きついことを言うかもしれませんが、これは、公務員であったら、私、当たり前の話やと思うんですよ。手続上こういうものが必要やということを知って進めていくというのは、これはもう本当に当たり前の話で、今回、当たり前のことをしていないということをして議会から私、指摘させてもらってると思うんです。そうすると、中でどんな進め方したんやということが、物すごくおかしいなというふうに感じるんですよ。普通はどこかの手続の段階で、本当に、ここに携わるのが初めての職員さんがやり始めたとしても、どこかの段階、主幹であったり、課長であったり、部長であったり、副市長であったり、決裁の段階で、これ、あかんぞとなるはずなんです。それ、ならんと契約までしてるわけでしょう、土地開発公社と。これは物すごい、内部手続として、今後改善していきますという話じゃないですよ。そのときどうやったんかということをもっとちゃんと丁寧に調査せんかったら、僕は、これは物すごい、やっぱりおかしい話やと思います。

もう一つ、今日、後ろの時間があるということなんで、あんまり私ばかり話すのもあれなんですけども、希望価格、課長のほうから、聞いてないって、そんな不動産の交渉あるんですか。一体誰からどんな話で来たんですか。これ、希望価格、普通は、あこ、ええなってなって、相手と何ぼでつかという話からスタートするのが普通やと思うんですけれども、そんなん全くなしに、不動産鑑定して、不動産鑑定でその金額で買いまんねんと。僕、これ、取引の相手方やったら、希望価格も聞いてもらわんと、不動産価格で買わせてもらいまんねん。鑑定価格で買わせてもらいまんねんって言われて、「はい、そうでつか」って、そんなことを相手方、普通言うと僕は思えないんですよ。そんなことも、希望価格も聞かんと、どんな交渉しはったんや。

さっき、12月の議会の議論の段階では、いろんな候補地が何か所かあって、その中からここに行ったんやというようなお話もされたと思うんですけれども、候補地何ぼもあって、予算持ってはれへんのですか。予算、大体これぐらいの想定で希望価格としては、こんだけの金額ぐらいで買おうと思ってる。それで不動産の種類はこれぐらいあるってなったら、ある程度の予算枠とかっていうのは決まってくると思うし、そんなんもなしに、いきなりその土地ってなると、私はどうも、この土地の取得に至った経緯というのをもっと細かく聞かせてもらわんと、よく分からないです。

そもそも希望価格がないというのを前提に進めたとなったら、逆にこれは議会の議決を逃れるためにそうしたんちゃうかって疑ってしまうような、そんな気持ちも出てくるわけです。ということで、これに関して、今日これ以上聞いてお答えいただけるかどうか分からないですけれども、交渉の経緯、全く、誰と、いつ、どんな交渉をされたのか。もうちょっと詳細に教えていただけますか。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 交渉の手続の前に、どのような公社で取得するときの先行取得の流れでやっているのかというご指摘ありましたので、12月議会でも、債務負担の話など、事務提要ですか、その話、ご指摘いただいたので、改めてこれまでの手続、確認させていただいておりまして、これまでの公社の先行取得の流れといたしましては、公社は、市の先行取得依頼で土地を購入する場合に、債務負担行為を行わずに公社で土地の取得を行って、市が土地等の買戻しを行うと分かった時点で予算案として議会に上程して、議案でご承認いただいた上で市と公社で買戻しの契約を行うという流れで買戻しを行っておった実態がございます。

今回のご指摘を踏まえまして、市の公社で現在保有している土地につきましては、全て債務負担行為もなく取得しておりますので、また、土地面積も見ましたら、5,000平方メートルを超えてる土地もありまして、過去から議決案件に当たったと思われる土地も議案として上げずに、最終的に予算で買い戻していたという状況がありまして、それがご指摘をいただいたので分かったということで、それが今まで流れとしてやっておったのが、今回のご指摘で不適切というご意見があったので判明したということが分かっております。

以上でございます。

吉村委員長 今、梨本委員の質問は、これがどこから来た話なのかということと、それからあと、先ほどの話では、通常考えづらいんですけども、物を買に行くの、相手さんと値段の交渉もしないで買に行ってるというのは非常に不思議なんですけど、まず、そもそも、どなたがこの土地が必要だというふうに判断をされたのか。この2つが分からないと、話、先にも進めないんじゃないかなというふうに思うんですが、まず、先ほど委員のあった質問に対して、どのように出てきた話なのか。複数検討されたんですよね。これは前に林本部長がいろいろ説明もいただいておりますけれども、いろいろなった中でその場所に決まったということ、これ、誰からも話なしに、この場所ええやんというふうなことでは現実離れしてるなというふうに思うんですが、今の梨本委員の質問についてお答え願いたいと思います。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお話をいたします。

今回の物資集積拠点の受援施設ということで、取得するに当たっての経緯ということでございます。これは皆さんにもお話は以前させていただいたかと思っておりますけれども、以前から、受援体制というのをきちっと構築しないといけないという課題はございました。そこに令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震、これに行った派遣職員、また、うちが奈良県を通してカウンターパート方式で支援をいたしました穴水町の方、また、奈良県のリエゾンからのいろんな意見を集約いたしまして、受援施設の整備というのは非常に重要であると

ということで、本市における防災対策の最重要課題として挙げさせていただきました。これにつきましては、以前から、令和6年度中の総務建設常任委員会でも、私のほうからも説明はさせていただいております。この中で、私どものほう、担当部局といたしましては、こういった、いろいろ検討はいたしました。まずはFMの観点からは、公共施設の中でそういったものが代用できるかどうか。また、民間との提携によって、例えばそういったものが活用できるかどうかということも全て、ずっと時間をかけて検討はさせていただきましたが、やはりそういった検討の結果、本市においては、新たに発生いたしました施設ニーズということでございますので、どこかそういったものをやはり手配していく。それが、いろんな条件がございますけれども、最終的に判断いたしました場所というのが、結果的には今回の物件にはなるんですけども、当然、交通アクセスの問題であるとか、物流機能の問題であるとか、そういったことも全部、いろんな候補地を、実は全部で6か所、これを含めて6か所の候補地を一応挙げまして、その中から最終的にこちらの物件に絞らせていただいたということでございます。

時系列的には、令和7年度のほうから入りまして、選定のほうに入りまして、令和7年6月の総務建設常任委員会の協議会においても、必要性であったりとか説明をさせていただいたかとは思いますが、そういった中で今回の選定というふうに至った次第でございます。以上です。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 補足をさせていただきます。

今、経緯については、総務部長のほうから答えてもらったとおりにかなというふうに思っておるわけでございますけれども、あの施設をなぜ、私もあの施設は、以前、2020年ですか、コロナがあったときに、皆さんもご承知のとおり、アルコールが全部ないような状態になったときに、あそこを拠点として市民の皆さんにお配りをさせていただいた。そういった拠点でもありました。その中において、私はあの場所を見たときに、ここもいい施設だなというものもありまして、市長のほうに、いい施設ですというような話もさせていただいたかなというふうに思っておるわけでございますけれども、そういったことから、今申し上げました6か所のうちの1つとして、候補として、そこも含めて検討してくださいという指示を出したところが経緯というところでございます。補足でございます。

以上でございます。

吉村委員長 なるほど。分かりました。それでいいですか。

梨本委員。

梨本委員 1つ目、高垣部長のほうから、これまでも債務負担組んできてへんと、土地開発公社で先行取得する場合はということやねんけれども、これは、前の話をされても、前の経緯、今の議員さん、全部知ってるわけでもないし、基本的には地方自治法に基づいてやるというのが基本やと思うし、そもそも以前のケースも、私、全部分かるわけじゃないですけども、ある程度計画があつて、複数年、年またいでの計画とかがちゃんとあつて、その中の先行取得とかをやってきてるはずなんですよ、土地開発公社は。だから土地開発公社の使い方として、

今、部長おっしゃられるように、何もなしに、いきなりどーんって案件があって、土地開発公社で年度内に、単年度の中でばーんと買って、1年以内に議会に買戻しとかっていうことが今までもあったんかどうか。普通、私は考えにくいんですよ。土地開発公社ってそんな使い方するとこじゃないから。基本単年度でやるんやったら、議会でちゃんと議決して予算をとって買ったらいいいわけですよ。土地開発公社を使わんでも。それをわざわざ今回、土地開発公社を迂回させてるように見えるんですよ。だから、以前もそういう買い方してましてんというのは、私、今回のケースに当てはまらんとするんですよ。そこに関しては、以前のケースがどうであれ、今回のケースは相当おかしいですよということをお伝えさせていただきたいと思います。

もう1点、これ、副市長、最後にお話しただいて、マスクの配布、コロナのときにも、2020年にも使われたということなんですけども、これ、ということは……。

(「アルコール」の声あり)

梨本委員 アルコールを配られたということで、これ、ほんなら副市長からの紹介でこの土地の購入に至ったということでもいいんですか。

(発言する者あり)

梨本委員 今のお話やと、副市長が、私もこれに候補入れてと……。

吉村委員長 梨本委員、私もそのようには聞こえましたが、それだけ確認しておきましょうか。そこら辺、間違うたらいかんのでね。

東副市長。

東 副市長 ちょっと言葉足らずであったかなというふうに思いますけれども、要は、今、私が言いましたように、あの施設をアルコールを配布したときに見て、この施設も候補のうちに入るんじゃないかなと、あこを含めていろんな場所を検討してくださいねと言ったというところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 今の副市長の話であれば、6か所の候補の中に挙げてくださいよということで、最終的にそこにというのではないということよろしいですか。

ごめんなさい。話挟んで。口挟んで。どうぞ、話してください。

梨本委員。

梨本委員 さっきの林本部長の説明もあって、私、そやから、冒頭に言うたように、穴水町、能登半島の地震があって、受援施設が必要やということに関して、それは議会のほうで、別にそんな要るで、要らんとかっていう話の議論もしてるわけではないわけですよ。だから、その前提があって進んできてはるということも十分に理解はするんですけども、それにしても、例えば去年の令和7年の6月の総建の協議会、これ、私、行ってませんでしたけれども、そこで話しはったということなんですけど、でも、受援計画も同時に立ててはったじゃないですか。その完成が令和7年の7月やったと思うんですよ。受援計画もできてへんのに何で受援施設だけ先に買わんとあかんのですか。しかも、私がさっき聞いたのは、希望価格、何で聞かんかったんですかということなんです。経緯は分かっているんですよ。経緯はね。そ

れもちゃんと本当は議会できちっと協議させていただいて、買おうと思ってますねんって。いや、そんなほんまに要るのかと。ほんまに今の既存の施設で賄われへんのかとか、そんな議論があって、いや、候補ではこういうところがあって、これぐらいの金額で今検討してまんねんと。そういう説明があって、ほんで最終的にここに決まりましたん、やったら分かるんですよ。そんな全部すっ飛ばして、ここ買いまんねんっていう話で来てるから、よく分からんと。

希望価格も聞いてないという中で進んでるって言われると、これ、ほんまに、物すごく、私、問題やと思うんですよ。相手方の希望価格も聞かんと交渉を進めたんやったら、そんな交渉あるんですか。そもそもそんな聞いてないということ自体が怠慢やないですかと指摘させてもらわんとあかんし、いや、相手方が何ぼでもよろしいねんと、不動産鑑定そっちでお任せしますわっておっしゃったんか。おっしゃったにしても、ある程度これぐらいの枠で思うたはりまんねんということぐらいはあって、債務負担の上限枠なんかは決めれると思うんですよ。だから、希望価格が聞かれてないということに関しては、これはどんな交渉してきはったんか。誰が、いつ、どんな交渉してきはったんかということ。さっき副市長から、私のほうで、ここもええよということで、ここも入れたらというふうなこともおっしゃったということなんですけれども、それも含めて、もうちょっと経緯を、本当に今日できるかどうかはあれなんですけれども、ちゃんとしっかりと調査せんかったら、この件に関しては、これ以上前へ進めへんの違うかなと思います。

以上です。

吉村委員長 梨本委員、経緯についても、また今後やっていきたいとは思いますが、今はまず、法令のところはまだきちっとできてないところがありますので、そこら辺、今日は整理させてもらえたらというふうに思っております。

ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 法令に関わることでということで、さきの12月定例会では、地方自治法214条に関わって、債務負担行為を事前に行っていなかったということについて、これが法令においてどうかということで、今日、弁護士及び国、県の見解ということでご答弁いただいたと思います。

質問なんですけれども、弁護士の方は、行政手続上、これを丁寧にやるべきであつたらうと。違法とまでは言えないというところであろうかと思えます。しかし、行政手続上、ちゃんと踏むべきものを踏んでいないのは問題ですよということであろうと思うんです。国、県、これは県ということになると思いますが、市町村振興課のほうの見解は、これについては、将来に買い戻す契約をしてるわけですから、債務負担行為に当たるので、当然、事前にこれは債務負担行為として上げておかなければならないというのが県の回答だということになります。つまり、行政手続は本来そうあるべきだということなんですよね。そこで質問なんですけど、これは守らなければならないと葛城市は考えているのか、いないのか。法に触れないから別に外してもいいのかというふうにお考えなのかどうかということについてお聞きします。

それから2つ目ですけれども、債務負担行為につきましては、特に土地開発公社に係る債務負担行為に関しましては、毎年、予算書に、債務負担行為の中に、限度額35億円で、土地開発公社が当然土地を買うときに金融機関から借入れをするわけです。その借入れに対して土地開発交渉は、言ってみれば、財産がそうあるわけではありませんから、市が最終的には債務負担行為して、その借入れに対して金融機関に対して保証をつけてるわけです。これは毎年、予算書に35億円を限度として債務負担行為をやってるんですが、今回、土地開発公社が買うに当たって、金融機関からの借入れがあるのかどうか。これについてお伺いします。

吉村委員長 2点ですね。

これについて、まず高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

今、谷原委員さんのおっしゃいました、行政手続上の問題ということで、その点についても弁護士の先生にも改めて確認させていただきまして、やはり行政手続上の問題で違法となるような、まず訴訟のような事案あったのか、なかったのかも含めまして、あれば、これは不適切では済まないということで確認させていただいた結果なんですけど、まず、把握してる限りでは、このような事案で訴訟になったものはないだろう、分からないという、実際のところは。弁護士としては、法令上の解釈はできるんですけども、最終的な判断については司法の場になりますので、弁護士の先生がそれ以上の判断することは難しいというご意見で確認はさせていただきました。

それらも踏まえまして、先ほども申し上げましたけども、今回の議会からのご指摘も踏まえて、市としては、適切な方法で当然処理していくべきということで、今後も手続としては、債務負担も含めまして、適切に行うべきと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

今回の受援施設の購入に当たりましては、水道事業管理者から一旦短期でお金を借りて、先行取得の資金に充てておるところでございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。1点目は、手続ですので、これについては守るべきだという認識を持っているということであります。これについては意見になりますけれども、公務員ですから、法令、規則に従って仕事するというのは義務づけられておりますので、手続というのは、守らなくていい手続は、公務員は僕ないと思ってます。それが民主主義だし、法治主義だからね。だからこれは守っていただきたいし、これまで守ってなかったことについて議会がこれを指摘させていただいたということだろうと思います。

それから、次の債務負担行為につきましては、これは水道のほうから取りあえず借りていると。中でやって、金利が発生しないというふうな形でやっておられるのかどうか。これについては確認させていただきます。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

金利につきましては、年利0.3%で借入れしております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 土地開発公社につきましては、このように予算書のほうにも毎年、債務負担行為として限度額を上げていることもありますし、基本的にここで債務保証しているということでもありますから、当然、債務負担行為しなければいけないものなんですよ。だから債務負担行為なしにやられると、少なくとも、ここで使ってしまうとおかしいことになるので、ここは使ってなかったと。もし、ここを使っておられたら、ここを使って金融機関から借りておられたとしたら、これは手続上非常に問題があったなと思うので、この点はなかったということは確認させていただきます。ありがとうございます。

吉村委員長 あと、最初の法令について、ほかに何か質問、もう特にありませんね。大丈夫ですね。

ほか、これのことについて何か質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質問の、先ほどの中で、この場所について、6か所の中から最終的にここに決まったという判断をされたのは、先ほど副市長は提案をされたというふうなことなんですけれども、判断はどのような過程でどなたがされたんですかね。それ、確認しときましょうか。

野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしくお願いたします。

まず、この候補地に決まった理由を説明させていただきます。候補地の選定に当たりましては、まず、大きく分けて3つの条件を設定いたしました。まず1つ目が、交通アクセスの確保でございます。緊急輸送道路や主要幹線道路に接続していること。輸送車両の搬入搬出が容易であること。

2つ目といたしましては、十分な敷地面積、建物面積があること。大型車両が駐車、回転可能なスペースを有していること。物資の一時保管、仕分、積替え作業が行えること。

3つ目といたしまして、対災害性と安全性の確保。洪水や土砂災害などのハザードマップでリスクが低い場所であること。電気、水道などのライフラインが確保されていること。これらの3つの条件に基づいて具体的な検討を進めてまいりました。

次に、各条件の詳細につきまして説明させていただきます。まず1点目の、交通アクセスに関しましては、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、そして奈良県災害応急対策基本構想での広域防災拠点の1つであります北部中核拠点、こちらは県立橿原公園、橿原運動公園、県立医大新キャンパスからのアクセスも考慮に入れて検討いたしました。

2点目の、敷地面積、建物面積につきましては、令和6年能登半島地震時のカウンターパート方式支援先であった石川県穴水町の物資拠点、穴水町B&G海洋センターの体育館の面積、約726.15平方メートルを参考に検討を進めました。穴水町の人口規模は本市の約5分の1程度ですので、3,500平方メートルの床面積を目安に倉庫を建築できること。さらに大型トラックが駐車、回転可能なスペースを設けることなどを考慮し、3,000平方メートルから3,500平方メートルの敷地が理想であると考えております。

3点目の、安全性の確保につきましては、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の危険箇所をできるだけ除外するのが理想といたしまして検討いたしました。これらの条件に基づきまして、国道24号線、国道165号高田バイパス、国道166号線、国道168号線沿いの複数の不動産物件を検討し、この候補地が最適であると判断いたしましたところでございます。

吉村委員長 今聞いている質問は、どうやって誰が決めたんですかということを知りたいんですけど。

林本部長。

林本総務部長 今、生活安全課長のほうからは、選定の条件を、最終的に合理的に複数の物件の中からまず選定をしたという説明をさせていただきました。当然、担当部局としましては、この物資集積拠点がどれだけ機能的にすぐれているかというところの観点から、担当部局のほうでまずその選定を、場所ということでこちらのほうを決めさせていただきました。

以上です。

吉村委員長 担当部局のほうで決めたと。ここにしたというふうな理解でよろしいですか。

林本部長。

林本総務部長 ここが一番すぐれているという判断です。

以上です。

吉村委員長 説明も聞いた中で。

梨本委員。

梨本委員 それ、この間も、12月に課長のほうから聞かせていただいて、合理的に判断してはんねんなどということは理解できるんやけれども、一昨年1月に能登半島地震があつてから、どんな時系列的にそれを必要やというふうに考えたのはいつの時期で、それをどういう経緯で今の受援施設の購入まで至ったかという流れが全然分からないんです。だから、今、委員長もおっしゃったように、決定プロセス、例えば、そういう条件で探そうとするなら、何で議会にも1つの説明もなく、今おっしゃったようなことをある程度、議会の中で、今こういうものが必要やと考えてます。行政としては、こういうことを今後整備していく必要があると考えてますみたいなことがあつたら、議会としてもこんな話、ああ、そうですかと。場所、今どんなふうに考えてますか。今、6か所選定してまんねんと。まだ表には出されへんから、これは協議会の中でしか話できませんとか、そんなんやつたら分かるんですよ。そんな話全部すっ飛ばして、いきなり結論だけ持ってきてるから、だから、今、委員長がおっしゃられたように、経緯も含めて、どの段階で協議内容を協議をしたんや。その内容はどうやったんや。いつの段階で進んでいって、決定していったんやということを、もう一回、細かく教えていただきたいというふうに思います。これは多分、今日ではできへんと思うし……。

吉村委員長 そうですね。今日は無理ですね。

梨本委員 短時間でこういうことをやるというのも難しいと思うんで、これは、私は、総建の所管であるので、調査案件にでも入れて、しっかりとその辺りの流れ的なものも含めて、今日の、相手方との交渉希望価格聞いてなかったのかということなんかも含めて、もう一回、説明していただける場をつくっていただきたいなというふうに思うんです。

もう一つだけ、付け加えて。私ばかりしゃべってほんまに……。

吉村委員長 まず調査案件にという話を今いただきました。

梨本委員 恐縮なんですけれども、この話すっ飛ばして、もうすぐ3月議会があるんですよ。これまた予算に出てきて、同じもん出てきたら、これまた協議のしようがないと思うんですよ。普通に考えて、12月議会も、予算委員会、全会一致で修正あって、すぐに市長、再議したはるんですよ。再議は、それは市長の権限やから、しはったらええじゃないですか。でも説明責任もちゃんと果たされてないということで、議会としては、これは審議でけへんと。修正しようということで修正してやっとするわけで、それをそのまま同じ、議論もすることもなく、もう一回再議かけてくる。議長も含めた全会一致で否決してるんですよ。否決というか、修正してるんですよ。それまた3月議会に出てきたら、どないやって審議するんやろうなというところも、すごく委員としては懸念してるということを委員長に申入れしておきたいと思えます。

吉村委員長 分かりました。調査案件の件と、それから懸念の件、それについてもよく理解いたしました。ということで、これについては、しっかり私どもとしては、調査をする場を、これは委員会として当然設けなければいけないと思えます。例えば常識を外れてるといふか、例えば相手さんと交渉するのに値段全く相談もしないでやってる経緯であるとか、あるいは県に問い合わせれば、当然、債務負担行為を上げるべきである。そういう流れでやるべきことを、行政とすれば、これについては改めるというような、今後改めていきたいというふうなことでありましたけれども、このことについても、異例といいますか、そういうことでありますので、委員会としても調査していかざるを得ないというふうに思えますので、これは今後また時間を取ってやっていきたいというふうに思っております。

ほかに特にございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 ずっと聞かせていただいてたんですけど、結局、これ、まだ12月からほとんど進んでないんですよ。結局、地方自治法214条の手續に瑕疵があると。違法性はないけどというところなんですけど、違法性はないけどというか、司法の場に行かんと分からんということも分からんでもないんですけど、ただ、これ、一向に進んでないんですね。そのときに、結局、僕ら、政治的判断するとき、手續は分かりましたと。政治的判断するのに、そこがほんまにどうしても必要やねんというところが、ほんまに計画が、先ほど梨本委員言わはったけど、計画がなさ過ぎて判断しにくいんですよ、そこについても。例えば、受援施設、普段使いはこうやってやってますよ。市民のためにこんだけ還元してますよということとかということも一切ないんです。いつ起こるか分からん災害に対して、ずっと倉庫のままで置

いとくんかっていうこととか、そういうところも議論、本来はしなあかんはずなんです。そやから、僕は、手続なんかは当たり前の話で、その先の、言うたら、市民にとってどんだけの財産が必要なのかというところを議論するのに、そこまで行けてないというので、これ、次、財産取得、総建で出てくるかもしれないんですよ、案として、建物の話でもね。これ、先ほど時間かけてって言うたはるように、1回これゼロにしてもらえないですかねというところは僕は思うんですわ、取りあえず。次の3月に、こんな結論出ないですもん。議案として上げてこられて、まだお二方の委員の方も聞けてないですけど、もっと丁寧な議論せなあかんのちゃうかなと思うし、下手したら、今のところじゃなくて、これを開発公社、取りあえず一旦さらにしますわということで、違うところに売却を考えやんなんかかもしれんし。そのところの議論から始めんと、これ、多分外に出ちゃってるんで、はっきり言うて、これ、僕ら、議決、なかなか、しよう思うても、議論に行く手前でずっと終わっとるんで、この受援施設、ほんまに普段使いどうすんのやとか、ほんまに必要なんかというところの議論をする前に、本来必要な議論をする前に止まっちゃってるんで、そこについては考えてほしいんです。理事者、それ、1回聞けますか。

吉村委員長 それについての理事者の見解ですね。今、副委員長がおっしゃったことについて。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

そういった議論という場というところなんですけれども、私どもとしましても、今回のこの受援施設がどうしても必要、物資集積拠点がどうしても必要であるかという、まずご意見をいただきましたので、議論する場をどうこうというのではなくて、今、お答えさせていただきます。

地域防災計画、葛城市にはございます。もちろん防災対策の一番の要となる基本計画になりますが、その中に当然、受援計画という記載もございます。また、物資集積拠点がどこであるかという記載も実はございます。ただ、受援計画なんですけども、非常に大ざっぱな、本当、1つの項になっておまして、さらに、物資集積拠点は、実は新庄庁舎と、市の庁舎が物資集積拠点というふうに記載されております。当然これを改めなければならないというところはかねてから検討しておった中に、今、先ほどから申し上げております、能登半島地震があつて、その教訓というところが非常に今回の大きな私どもの受援体制の構築というところを一番大きく動かした部分でございます。

その中でやらなければならないということは、先ほど申し上げました、受援計画をきちっと外出しにして策定していかなければならない。これ、新たな作業でございました。その前に、葛城市の業務継続計画、いわゆるBCPという計画がございます。それが昨年暮ぐらいから策定を急ピッチでさせていただきますして、一昨年ですね。すいません。年変わりましたので。令和7年の3月にはBCPを策定いたしました。これは改定になるんですけども、そこからまたそれを補完するのが受援計画ということになりますので、受援計画の策定をさせていただきます中で、先ほども申し上げました、物資集積拠点、新庄庁舎のままでは当然できないと思いますので、新たにそういった物資集積拠点の必要性というのを、策定の過程で、

出来上がる前の過程でこれは必要であるということを考えまして、そちらでどうしても物資集積拠点、葛城市の市民の方々が避難所生活を送るに当たって、たくさんの方から多方面からの物資の支援をきちっと迅速に受け入れて、効率的に皆さんのほうへお配りできる、そういった物流機能を備えた施設が必要であるということで、今回、必要な理由ということで、議論の場という意味では、今、私の一方的な報告にはなりますけれども、そういったことで今回の取得に対しての経緯ということで至ったわけです。

以上です。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 部長のおっしゃることは分かります。分かりますけど、それを、例えば、新たに造るとか、物資集積拠点、普段使いもこうやって、御所のミモロ口とか、近江八幡で、私も見てきたような、そういう施設、普段使いはこうやって、いろんな市民の方が使う場所であって、いざ、そういう災害になったときには物資拠点になるというようなこととか、ほんで、いきいきセンターの話もあったじゃないですか。そこの体育館の、ああいうのとかもどうなってるのかなとかいうところもありますし、そういう議論ができてない。議論をする前にこういうふうにはぼんと出てきてるもんやさかい、皆アレルギー反応を起こしたわけですよ。恐らく、例えば普通に道路を造るとか、計画がある道路を造るとかいうことであれば、恐らくこの話ないんですよ。そのまま行ってると思います。土地開発公社で買われたとしても。ただ、これ、全部出ちゃってるんですよ、ここ。そやから、それを一旦、これをずっと、平行線やと思いますよ、僕、ずっとやっても、これ。そやから、一旦ゼロにして、もう一回考えましようよということができへんのかなと。いや、それが結果あそこでもいいかなというところになるかもしれませんよ。そこをもう一回考えられへんかなと。次の3月で予算に上げられても多分難しいなというふうに、感覚では、今の議会の中では、肌感で感じておるところではありますので、またこれは委員長とも相談して、またいろいろ議長とも相談せんなんことあると思いますけど、1回相談させていただきたいなと思います。

吉村委員長 やはり委員会としましても、例えば地方自治法の問題、それから葛城市契約規則の問題で、これ本来すべきこと、例えば奈良県も、それから総務省も、当然、奈良県と同じ見解だと思いますけれども、本来公務員としてすべきところがきちっとできていないというふうなことについて、やはり委員会としても、もちろん議会としても、このところを横に置いてというわけにいかないというふうに思います。

また、あと、土地開発公社をなぜ、説明は既にいただいておりますけれども、なぜ直接議会のほうに諮らなかったのかとか、それから意思決定の経緯についても、これはまだ調査が、今までのご答弁では不十分だと思いますので、委員会につきましては、引き続き調査をしていきたい。今、副委員長もおっしゃいましたけれども、ほかの委員の皆さんとも相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

鶴本委員。

靄本委員 これは僕からの意見なんですけども、先ほどからありました話の中で、不動産鑑定価格と、要は、先方さんの希望売買価格を聞かれてないという部分ですけども、万が一、不動産価格より先方さんの希望価格が下回ってたとき、どうするんやって、基本的にそういう売り買いでの根本的な部分が欠けてると思いますので、今後も含めまして、今回考えていただきたいのと、先ほど西川委員からもありましたように、基本的に平時の活用方法が全く見えてない部分があると思います。今回、土地開発公社で購入した理由としまして、去年説明いただきましたけども、緊急防災・減災事業債が目的やということはお聞きしてますけども、基本的には、これは市民のために購入してると思います。その中で、平時のときにほったらかしの倉庫を安く買うのが市民のためなのか。はたまた、時間かけて、高いけども、平時にこんだけ、市民も買っていてよかったと思うのかという部分もありますので、やはりそういう部分で、この議会も含めまして、しっかり1つ1つ、建設的な話を進めながらやっていただきたいという部分が意見です。これはあくまでも意見です。

吉村委員長 分かりました。必要性についてもまだまだ説明が不十分であるというようなお考えですね。承知しました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

今日、委員の皆様からの意見も頂戴いたしましたけれども、理事者側からもいろいろと説明はなされておりますけれども、まだまだ、私どもとしては、もっともっと聞かなければいけないこともたくさんございますので、どうぞそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。ということで、市民のために、受援施設が重要である、これは必要であるということにつきましては、私ども委員会でも、そういうことについて否定をするというものではもちろんございませんので、前向きな話もできたらいいなというふうに思っております。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始